

○ 財務省告示第二百七十一号  
平成第六号～第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省  
行条件等を次年八月八日より告示する。  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年基づき、平成十二年大蔵省  
定期証券（第三百八十四回）

二 一 発二令  
の法發号名  
條律發行稱及  
項及のび根  
び根號及  
そ拠記

四 三 二 一 発二令  
發行方法 用振替法の適 条律發行稱及  
及のび根號及  
そ拠記

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」  
る参て札發によ「振替法」といふ。その規定  
も加、「と行の者財同一發行に付けるもの  
にご務時といふ。競争して行とし。  
よと大にい「以入行」という。の規  
るに臣行う。行募各れ及「札わする。  
発応がわく。限國るび価「れる。そ  
行募各れ及「札わする。  
へ度債入価格とる。そ  
下額市札格競い入

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 九 四 千 五	万 額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 千 六 兆	円 面 四 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 二 六 百 二	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 百 円 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み	争 市
円 十 七	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
一 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
億 七	千 兆	を 圏 別 応 ち	発 別
七 十	六 二	割 内 参 応 募	行 参
千 四	百 千	り に 加 額 募	一 加
百 億	十 七	当 お 者 を 價	と 者
五 百	二 百	て い ご 順 格	い 。
十 一	億 八	る て と 次 の	う 第
九 万	八 十	。 各 の 割 高	。 I
万 九	千 六	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 七	
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 ・	争 別	非 債	者 債	特 札	
込 期	札 参	所 支	金 金	期 期	入 札	格 第	市 参	国 市	格 行	
日 加	加 支	払 額	額 限	競 發	競 發	I 加	競 市	競 場	發 行	
				I	I	加	競	場	格	
									日	
平 成 二 十 五 年 七 月 二 十 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 に う 、 つ 。 き き 百 円	額 面 金 額 と き き 年 、 、 が 年 月 月 行 休 業 業 日 日	償 還 ・ 期 限 償 還 債 債 札 市 I 競 發 競 市 加 場 格 日	當 た し と 五 年 十 月 百 五 毛 に 五 五 毛 に 以 上 九 十 れ 九	平 成 大 額 金 額 百 厘 百 五 毛 に 五 五 毛 に つ き 九 九 れ 九	額 面 金 額 百 厘 百 五 毛 に 五 五 毛 に つ 上 九 十 そ れ 九	額 面 金 額 百 厘 百 五 毛 に 五 五 毛 に ぞ ぞ れ 九	額 面 金 額 百 厘 百 五 毛 に 五 五 毛 に ぞ ぞ れ 九	額 面 金 額 百 厘 百 五 毛 に 五 五 毛 に ぞ ぞ れ 九

十額の十額 平す額の振  
七面応七面 成るの記替  
錢金募錢金 二。整載法  
六額価六額 十数又の  
厘百格厘百 五倍は規  
五円五円 五年の記定  
毛に毛に 七年金録に  
つ以つ月 七月額はよ  
き上月二十九に、る  
九の九十九よ最振  
十そ十九日る低替  
十九れ九日も額口  
円ぞ円九と金簿